

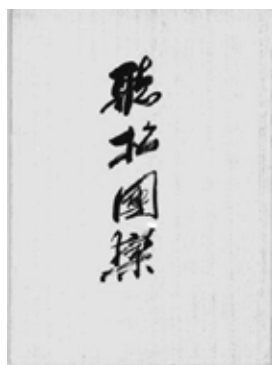
沼田稲次郎教授の人と社会政策論

黒川 俊雄（慶應義塾大学教授）

沼田稲次郎教授との出会いは、戦前の日本社会政策学会の伝統をうけついで戦後設立された社会政策学会においてだったと思う。沼田教授が、ちょうど『日本労働法論』を公にされた頃で、学会が設立されてからしばらくは、労働法学者で社会政策学会のもっとも熱心な会員として出席され、私などは経済学専攻で専門分野こそちがってはいたが、同じ労働問題研究者として、異色な学者である沼田教授には大いに刺激されたものである。当時私は助手になったばかりであったが、将来ああいふ学者にはなりたくないというタイプの先輩大学教師がこの大学

にもむしろ多かつたなかで、沼田教授はもつとも心をひかれた異色な存在の一人であった。

というのは、先輩大学教師には、人間くささのない人、というよりも人間くささをかくしている人があまりにも多く、むしろ人間くささをかくしているところに学者としての権威があるかのように錯覚している人が、あまりに多いように思われたからである。とくに社会科者、すなわら、経学者や法律学者にはそういう人が多かつたように思われるし、現在でもその点あまり変りはないように思われる。そういうなかで沼田教授が法律学者でありながら、人間くささを発散させながら学界に真の意味の権威を着々とさきあげつつあった頃に、私はお会いしたのである。二〇歳台の若さだった私の眼に、沼田教授が魅力的に映ったのは当然であったが、五〇歳台になってしまった現在の私にとつてもその点は変りはない。というよりも最近は何んくささをかくしているような学者がかえつてますますふえてきているようにさえ思われるの



『沼田稲次郎著作集』
月報集成

で、沼田教授はますます貴重な存在として尊敬の的とならざるをえない。ことに沼田教授は現在都立大学総長という要職につきながら、昔と全然変らない人間くささをもっているのである。その沼田教授の著作集が労働旬報社から刊行されたことはまことに意義深い。

ことにこの著作集第一巻に収められた『日本労働

法論』は、まさに戦後労働組合運動が日本ではじめて合法的になって高揚しつつあったにもかかわらず、労働法を体系的に把握する理論が欠除していたときに、沼田教授がこれをひっさげて労働法学界にデビューされ、体系的把握の先鞭をつけられたものであるといえよう。とくに第一篇「総論」の第一章「社会政策と法規範の推移」は、私のように、経済学によって社会政策・労働問題に接近しつつあった者にとって、興味深いだけでなく、労働法に接近しやすい道をつけてくれている。

当時社会政策学会では、大河内一男教授の、総資本の労働力保全策という社会政策の本質把握をめぐって、「階級闘争」との関連で経済学者のあいだで論争が展開されはじめていたときなので、沼田教授のこの総論第一章は、注目されるべきものであったといえよう。このなかで沼田教授がつぎのように指摘されている点は、きわめて重要である。

「社会政策の現実的な主体を把握するということは、その限界を知ることであろう。そしてかかる限界を意識する限り社会政策であって、社会主義ではあり得ないのである。E・ハイマンが、『社会政策とは資本主義内における社会的理念の制度的沈澱である』とするのに対して大河内教授が、かかる『保守的＝革新的二重性』が主体の喪失を帰結するものであると批判されているのは正しいとせねばならない（大河内一男『社会政策の基本問題』所掲「社会政策の形而上学」参照）。

このように、社会政策の主体の把握は極めて重要ではあるが、政策主体の面から社会政策

の本質をとらえることが、常に生産政策的にのみ社会政策をみることではない。なるほど、総資本の立場からの労働力保全という目的は軽視されるべきではないが、単に労働力を保全することによって労働者を保護することに止まらず、労働者の保護が強要されることによって却って労働力が保全せられることも亦事実である。労働者は常に政策客体たるのみでなく、政策主体に対立する独自の主体でもある。総資本にとつての損失が同時に資本支配の社会そのものの必然悪として提起される、いわば規範的モメントを含まないところには社会政策はあり得ない。それ故にこそ、社会政策は経済政策の中に解消せられきらない独自の本質をもつものと考えねばならないのである。

社会政策の主体が現実的には総資本の立場であり、独占資本主義段階においては、独占の大資本の立場であることが、社会政策の本質を決定しているのであるが、同時に、かかる現実の主体が国家機構を通して公共的立場からの政策とされるところにも亦その本質の規定が存する。すなわち普遍意思を通してあらわれるところに、近代的合理主義が貫かれておるとみられ、それが歴史的概念としての社会政策の本質を形成しているのである。そして、近代国家が法治国家であるが故に、社会政策が法律的形式を以って典型的に実現せられる、換言すれば、社会政策が社会法によって行われるのである。」(著作集第一卷二四―二五ページ)。

当時大河内教授の「総資本の労働力保全」策にたいして、労働者階級の闘争による労働力濫奪の抑制緩和策として社会政策の本質を直線的に把握しようという傾向が論争のなかでめだつ

ていたが、沼田教授は、「なるほど、総資本の立場から労働力保全という目的は軽視されるべきではないが、……」とされながらも、「総資本にとつての損失が同時に資本支配の社会そのものの必然悪として提起される、いわば規範的モメントを含まないところに社会政策はあり得ない」と指摘し、「それ故にこそ、社会政策は経済政策の中に解消せられきらない独自の本質をもつものと考えねばならないのである。」と主張して、労働法学者らしい本質論を展開しておられる。

この沼田理論は、表現こそちがえ、拙著『現代労働問題の理論』(労働旬報社刊)や同『社会政策と労働運動』(青木書店刊)のなかに収められている私の社会政策本質論とほぼ一致する点が認められると、まことに我田引水的に私は考えている。とくに私の「社会政策の二重性」論は、レーニンの「改良の二重性」論にもとづいて展開したものだ、いまだに多くの人々には理解されがたいようである。だが、沼田教授が「労働者は常に政策客体たるのみでなく、政策主体に對立する独自の主体である。」と指摘されている点が理解されえないかぎり、理解されがたいものであると思う。

大変自分勝手なことばかり書いてしまったが、沼田教授の著作集が公にされたこの機会に筆をとっていささか私なりの感想を書きとめてみた次第である。

〔沼田稲次郎著作集〕第6巻月報、1976年8月)

▽本サイトにUPするうえで表題を「沼田稲次郎教授」と正式名に訂正した。

◇現代労働組合研究会のHPへ(TOP)